

## 企業立地に伴う許認可の詳細

番号	各種手続き・法律等	詳細	期限	備考
3	各種調査	測量、境界確認、土地鑑定等 登記簿確認（相続、地上権 等）		
4	各種協議	代替地の確保 漁業権・水利権（排水の放流 同意） 税務署協議 地元説明会		
5	大規模土地利用事前指導要綱	5 ha以上の開発行為については 事前協議	用地取得、許認可申請前	工業団地開発事業は適用除外
6	環境評価評価法又は条例	環境に大きな影響を及ぼすおそ れがある一定規模以上	造成工事着工までに評価書縦覧 を終了	一定規模以上（例（工場用地造 成事業30ha以上））
7	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外申し出	造成工事・用地買収の少なくと も8カ月前まで	
8	農地法	農地転用許可申請（農地法第5条）		転用許可が4ha以上の場合 は九州農政局許可
9	森林法	林地開発許可（開発行為に係 る森林の面積が1haを超える ものについて申請）	許可後に造成工事着手	開発行為に係る森林の面積が1 0ha以上の開発行為は、森林 審議会に諮問する
10	都市計画法	開発行為の許可	造成工事着手までに開発行為の 許可。造成工事完了後、検査し 完了公告する。完了公告後でな ければ、建築物の建築はできな い。	都市計画区域内は3,000㎡ 以上、都市計画区域外は1ha 以上（大分市・別府市は市街化 区域1,000㎡以上市街化調 整区域は面積要件なしで申請が 必要）
11	自然公園法	自然公園内における一定の行為 の許可申請又は届出（特別地域 は許可、普通地域は届出）	造成工事等の行為の着工前	例（一定行為とは工場建設、土 地の形状の変更する場合など）

## 企業立地に伴う許認可の詳細

番号	各種手続き・法律等	詳細	期限	備考
13	文化財保護法及び文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物指定地内の現状変更の許可申請 埋蔵文化財包蔵地の土木工事等については事前に通知するか又は届出する必要がある	許可後、造成等の着工ができる 国・地方公共団体等は事前に通知。その他は造成工事着手の60日前までに届出	史跡・名勝・天然記念物指定地域内 周知の埋蔵文化財包蔵地内
16	国土利用計画法	一定規模以上の土地売買について届け出が必要	土地売買契約日を含め2週間以内に届け出	市街地区域2,000㎡、都市計画区域5,000㎡その他10,000㎡以上について契約後、届け出が必要
17	工場立地法による届け出	製造業で一定規模以上について届け出	工場着工までの90日以内	敷地面積9,000㎡又は建築面積3,000㎡以上は届け出が必要で一定以上の緑地面積を確保する必要がある
18	建築確認申請	建築計画が建築基準法等に適合するか否かの判定を受ける為の申請	建築工事着手までに確認済証の交付を受けなければならない	通常では申請後21日以内に確認済証の交付を受けられる
19	建築工事届（建築確認）	建築工事の着手届	建築工事に着手する前までに届け出	
20	完了検査（建築確認）	建築確認申請どおり工事が完了したか検査を受ける為の申請	工事完了後、4日以内に申請	申請後、7日以内に検査を受けられる
21	電力受電関係手続き	事前協議（電力使用申込の前に事前協議が必要です。） 電力使用申込	工程、規模、受電方式、契約容量により事前協議期間、電力申込期間が異なります。	
22	消防法（危険物）	指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は、製造所等の設置の許可申請が必要 製造所等の使用開始届け出	製造所等の工事着工前までに申請 危険物の使用開始までに届け出	
23	消防法（消防用設備）	消防用設備の事前相談 消防用設備の着工届出	消防用設備の設計段階で事前相談が必要 消防用設備の工事の10日前まで	

## 企業立地に伴う許認可の詳細

番号	各種手続き・法律等	詳細	期限	備考
24	高圧ガス保安法	第1種製造許可申請 第1種貯蔵所設置許可申請 第2種製造又は貯蔵等に係る届出	許可後、完成検査終了後でなければ使用できない 事業開始20日前までに	とも事前相談が望ましい
27	水質汚濁防止法又は瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設の設置の届出又は許可の申請	建物工事着手から60日前までに届出ただし、瀬戸内は許可後に工事着手	瀬戸内海で一日最大50t以上は瀬戸内の上乗せ規制
28	下水道法	除害施設の設置届出 公共下水道使用開始届出 特定施設の設置届出	建設工事着工前 建設工事着工60日前まで 建設工事着工60日前まで	特定施設（水質汚濁防止法による特定施設）
29	騒音規制法	特定施設の設置届又は特定建設作業の届け出	設置工事開始の30日前まで 建設作業開始の7日前まで	規制区域内で対象
30	振動規制法	特定施設の設置届又は特定建設作業の届け出	設置工事開始の30日前まで 建設作業開始の7日前まで	規制区域内で対象
31	大気汚染防止法	ばい煙発生施設設置届出 一般粉じん発生施設設置届出	設置の60日前までに届け出	県内全域が対象
32	悪臭防止法	規制区域内に事業場を設置している者は下記の規制基準を遵守しなければならない 敷地内の境界地内での基準 煙突等の排出口内での基準 排水口における基準	届出は必要ない	11市の規制区域内が対象
33	大分県生活環境の保全等に関する条例	特定工場等の設置の届け出	設置の60日前までに届け出	公害を生じるおそれのある企業で規則で定めるもの
34	公害防止協定	市町村と企業との協定	市町村と事前に協議が必要	
35	労働安全衛生法	計画届け等	建設工事着工の30日前まで	一定規模以上の建築物、機械等及びクレーン等の特定機械を設置する場合

## 企業立地に伴う許認可の詳細

番号	各種手続き・法律等	詳細	期限	備考
36	労働基準法	就業規則等の届け出		
37	社会保険新規適用届出	健康保険・厚生年金保険の事業所新規適用届	法人設立後に届出（要事前相談）	健康保険、厚生年金保険資格取得届を併せて提出
38	労働保険成立届・雇用保険適用事業所設置届け出	労働保険の保険関係が成立した場合届出・雇用保険適用事業所を設置した場合の届け出	成立・設置（雇入れ）の日の翌日から10日以内	雇用保険資格取得届を併せて提出
39	法人開設届出（県）		事務所・事業所を設けた日から5日	
40	法人開設届出（市町村）		法人開設して市町村税条例の定める日まで	地方税法第317条及び市町村税条例
41	償却資産届出（市町村）		1月1日現在の償却資産について1月31日までに申告	地方税法第383条
42	不動産取得の申告（土地、建物）		土地・家屋 取得した日から60日以内	
43	法人設立届出及び給与支払事務所の開設届	現地法人を設立した場合は届け出が必要	法人は開設から2カ月以内。給与支払事務所は1カ月以内	
45	ふるさと融資（地域総合整備資金）	無利子の資金。金融機関との協調融資	建設工事着工前までに事前協議が必要	新規雇用者の増加要件他
46	過疎資金又は企業立地促進資金	新たに立地しようとする企業に対し、用地・建物・設備等の取得に必要な資金を低利で融資	事前に認定願を提出し、認定書を添えて金融機関に申し込み	認定願は、立地表明後、随時提出可能
47	企業立地促進補助金		操業後、1年以内の申請	
48	地域雇用開発促進助成金	地域雇用促進奨励金 地域雇用促進特別奨励金	事業所設置・整備及び雇入れ計画書を事前に提出が必要	同意雇用機会増大促進地域又は過疎雇用改善地域内が対象地域
49	産業再配置補助金	緑地等の整備に対して補助	工場建設着手から5年までに申請	電源地域又は北部中核工業団地内

## 企業立地に伴う許認可の詳細

番号	各種手続き・法律等	詳細	期限	備考
50	電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金	電源過疎地域内に立地する企業の施設または設備に対する補助	設備投資の前に事前申請（年2回申請上期3月頃、下期8月頃）	応募には市町村の紹介が必要
51	補助金（市町村）		市町村の申請時期による	
52	課税免除申請（法人事業税）	法人事業税（3年間課税免除）	法人事業税の確定申告書を提出すべき日	低開発地域・過疎地域・農村工業地区・半島振興地域内が対象
53	課税免除申請（不動産取得税）	不動産取得税（課税免除）	家屋 取得した日から60日以内 土地 工場等の建設着手した日の翌日から30日以内	低開発地域・過疎地域・農村工業地区・半島振興地域内が対象
54	産業振興条例による特定工場の指定	法人事業税、不動産取得税課税免除	事業の用に供した日を含む事業年度終了の日から2又は3ヶ月以内	低開発地域・過疎地域・農村工業地区・半島振興地域内が対象
55	課税免除申請（固定資産税）	固定資産税（3年間課税免除）	市町村税特別措置条例の定める日	市町村税特別措置条例